

特許制度小委員会における主な検討事項について

平成 22 年 3 月

特 許 庁

1. 検討のねらい

現在、我が国は、厳しい環境・資源制約に加え、人口減少、少子高齢化の進行など、構造的な課題に直面している。このような状況において、我が国が持続的な成長を実現していくには、我が国の強みを活かすことのできる成長分野を中心にイノベーションを創出し、成長のフロンティアを拡大していくことが必要である。こうした中、イノベーションを絶え間なく創出していくためには、知的財産を国内外において適切に保護・活用していくことが重要である。

これまで、我が国は、2002年の知的財産基本法の制定、特許審査の迅速化・効率化に向けた審査体制の充実、模倣品・海賊版対策の強化など、プロパテント政策を推し進めてきたところである。

しかしながら、技術の高度化・複雑化や経済のグローバル化の深化を背景として、オープン・イノベーションの進展による知的財産の活用の重要性の高まり、イノベーション創出における中小企業や大学の役割の増大、世界的な特許出願の急増など、近年の知的財産を取り巻く国内外の環境は目まぐるしく変化している。

こうした環境変化を踏まえ、イノベーション促進の観点から、知的財産をめぐる諸課題について産業構造審議会知的財産政策部会において検討を行うこととするが、このうち法制的な課題については特許制度小委員会で検討を行うこととする。

2. 検討の視点と主な検討事項

特許制度小委員会において審議を行う検討の視点と主な検討事項は、以下のとおり。

(1) 特許の活用強化

近年のオープン・イノベーションの進展により、外部の技術の活用や研究開発における企業間、企業・大学間の連携が活発化している。

このような環境変化に対応し、特許の円滑な利用を促進するとともに、特許関係紛争に係るビジネスリスクを低減するような知的財産制度の在り方について検討する。

【具体的な検討項目（例）】

- I. ライセンス制度の利便性向上
- II. 特許関係紛争の効率的・適正な解決
- III. 差止請求権の在り方

(2) 中小企業等幅広いユーザーの利便性向上

イノベーションを促進していくためには、優れた技術を有する中小企業や基礎的研究開発の担い手である大学へと、イノベーション創出の裾野を広げていくことが必要である。

このような問題意識から、中小企業や大学等、幅広いユーザーにとって利便性の高い知的財産制度の在り方について検討する。

【具体的な検討項目（例）】

- I. 大学・研究者等にも容易な出願手続
- II. 手続面の国際調和（権利者のミスによる失効の救済等）
- III. 冒認出願に関する救済措置

(3) 国際的な制度調和

アジア地域における経済活動の重要性が高まるなど、経済のグローバル化が深化する中、知的財産の分野においても、経済活動の障壁を取り除くことが重要となっている。

このため、手続面の国際的な制度調和等について検討する。

【具体的な検討項目（例）】

- I. 手続面の国際調和（再掲）